

## 定例商工相談のご案内

～ ぜひご利用ください ～

専門指導員は、弁護士・税理士・弁理士・中小企業診断士・社会保険労務士など、専門分野の相談に応じるために委嘱したコンサルタントです。

岡崎商工会議所では、専門指導員が相談に応ずる日を定例的に決め、相談指導を行っています。

もちろん相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、安心してご利用ください。



相談名	定例相談日および時間	4月分	相談担当	相談内容
税務相談	毎月第1～第4火曜日 午前10時～午後4時	4日(火) 11日(火) 18日(火) 25日(火)	税理士 安藤 豪氏 税理士 宇野 弘隆氏 税理士 松井 寛人氏 税理士 大島 公司氏	日常の取引の記帳から決算・申告まで。
法律相談	毎月第1・第3月曜日 午前10時～午後4時	3日(月) 17日(月)	弁護士 内田 安彦氏	経営上の法律に関する全て。
金融相談	毎月第2金曜日 午前10時～午後3時 毎月第4金曜日 午前10時～午後3時	14日(金) 28日(金)	商工組合中央金庫 中小企業金融公庫	設備資金や運転資金の公的融資のあっせん。
発明相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～5時	7日(金) 21日(金)	弁理士 佐伯 一郎氏 弁理士 大矢須和夫氏	特許・意匠・商標の申請方法など。
経営(商業)相談	毎月第2水曜日 午後1時～5時	13日(木)	経営コンサルタント 長谷川道春氏	店舗の改装・販売促進・POPなど。
労務相談	隔月(偶数月)第3水曜日 午後1時～5時	19日(水)	社会保険労務士 小林 豊氏	就業規則・賃金・福利厚生など。
下請あっせん相談	隔月(奇数月)第2木曜日 午前10時～正午	——	愛知県中小企業 振興公社	仕事の受注・発注のあっせん。
健康相談	隔月(偶数月)第1火曜日 午後1時～3時	4日(火)	岡崎市医師会 派遣認定産業医	健康維持管理方法から診断結果の見方まで。
パソコン相談	毎月第1・第3月曜日 午後2時～5時	3日(月) 24日(月)	中小企業診断士 水谷 誠氏	パソコンの導入から活用の仕方まで。
創業相談	毎月1回月曜日 午後1時～5時	——	中小企業診断士 鬼頭 義朗氏	創業時のビジネスプランの作成・検討。

金融相談については、商工中金・中小公庫の借入相談以外は毎日受け付けております。ご相談は前もって電話でご予約ください。

## 中小企業倒産防止共済のご案内

～ たしかな守りで、チャンスをキャッチ～

中小企業倒産防止共済法が改正され、より広い範囲の中小企業の皆様に制度がご利用いただけるようになりました。

取引先倒産の場合の資金手当をいたします。

加入後6ヶ月以上を経過し、万一取引先が倒産して、売掛金や受取手形などの回収が困難になった場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内で、被害額相当の共済金の貸付が受けられます。

[ 法改正後の中小企業者の範囲 ]

業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	1億円以下 3億円以下	300人以下
卸売業	7,000万円以下 1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	50人以下 100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

### 制度の特色

共済金は、最高3,200万円

毎月の掛金は、5,000円から80,000円までの範囲内で自由に選べ(5,000円きざみ)、損金(法人の場合)または必要経費(個人の場合)に算入できます。

貸付は、無担保・無保証人・無利子です。ただし、貸付金額の1/10に相当する掛金額の権利は消滅します。

業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	1億円以下 3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	1億円以下 3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	100人以下 200人以下